

土浦市三中地区市民委員会会則

(名称)

第1条 この会は、三中地区市民委員会（以下「本会」という。）と称し、事務所を土浦市三中地区公民館に置く。

(目的)

第2条 本会は、土浦市民憲章の趣旨にのっとり、三中地区（以下「地区」という。）の市民の交流と融和を図るとともに、地区市民が協力して住みよいさわやかなまちづくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 土浦市民憲章の目的である互いに助け合う心で安心して暮らせる地域づくり事業
- (2) 地区住民の交流と融和を深めるための文化、スポーツ、レクリエーション活動
- (3) 地区内の環境美化、環境保全事業
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要と認められる事業

(組織)

第4条 本会は、地区内の各町内会（自治会を含む。）及び各種団体をもって構成するものとする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 3 名
- (3) 常任委員 若干名
- (4) 監事 2 名
- (5) 顧問 若干名

2 委員長及び副委員長は、総会で選出する。

3 常任委員は、各地区長、各種団体の代表者及び専門部長をもって充てる。

4 監事は、常任委員の中から総会で選出する。

5 顧問は、公民館運営委員会の参与をもって充てる。

(職務)

第6条 委員長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

3 常任委員は、委員長の指示に従い、会務を執行する。

4 監事は、会計の監査を執行する。

5 顧問は、委員長の要請を受けて、総会及び常任委員会に出席し、意見を陳述することが出来る。

(任期)

第7条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 役員が欠けたときは補欠の委員を選出するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 本会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会（役員会）
- (3) 運営委員会

(総会)

第9条 総会は、本会の最高議決機関で、年1回以上委員長が招集する。

2 総会は、常任委員、専門部員、その他の地区市民で構成する。

3 総会の議決事項は、次のとおりとする。

- (1) 役員を選任
- (2) 予算及び事業計画の議決
- (3) 決算及び事業報告の承認
- (4) その他委員長が必要と認める事項

4 総会の議事は、委員長が議長となり、出席者の過半数をもって決するものとする。

(常任委員会)

第10条 常任委員会は、総会に次ぐ議決機関であり、常任委員をもって構成する。

2 常任委員会は、総会へ提出議案及び総会の委任を受けた事項について審議する。

3 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

4 常任委員会の議事は、委員長が議長となり、出席者の過半数をもって決するものとする。

(運営委員会)

第11条 本会の事業の円滑な推進及び専門部間の連携を強化するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、委員長、副委員及び専門部長で構成する。

3 運営委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 各専門部間の連絡調整及び情報交換
- (2) その他委員長が必要と認める事項

(専門部)

第12条 本会の事業の円滑な推進を図るため、次の専門部を置く。

- (1) 福祉部
- (2) 安全部
- (3) スポーツ健康部
- (4) 環境部
- (5) 文化広報部
- (6) 青少年育成部

2 各専門部は、地区の各町内から選出された専門部員で構成する。

3 各専門部に部員の互選により部長及び副部長を置く。

4 部長は、部会を招集し、会議の議長となり、円滑な活動に努めるものとする。

5 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときはその任務を代理する。

(庶務)

第13条 本会の庶務は、三中地区公民館が処理するものとする。

(経費)

第14条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てるものとする。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日をもって終わるものとする。

付 則

この会則は、平成13年4月1日から施行する。